

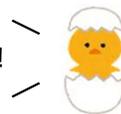
＼ 令和元年10月より /

幼児教育保育の無償化がはじまります！

国の無償化開始と同時に、多子世帯に対する新たな支援も開始します。

① 3～5歳児クラスに通われている方

ご確認ください！



3～5歳クラスの方は保育料が無償

令和元年10月から、3～5歳クラスのお子様の保育料が無償化されます。

※延長保育料、副食費、行事費等は無償化対象外です。

※認可保育園等を利用されている方は、他のサービス（休日保育、病児保育、ファミサポ事業等）を利用された場合、その費用は無償化対象外です。

延長保育料は無償化の対象外

延長保育をご利用の方は、これまで通り、延長保育料をご負担いただきます。

※料金、徴収方法は、これまでと変わらない予定です。
詳細は、通われている保育園にご確認ください。

副食費(おかず代等)は無償化の対象外

給食の材料にかかる費用は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することが原則となります。

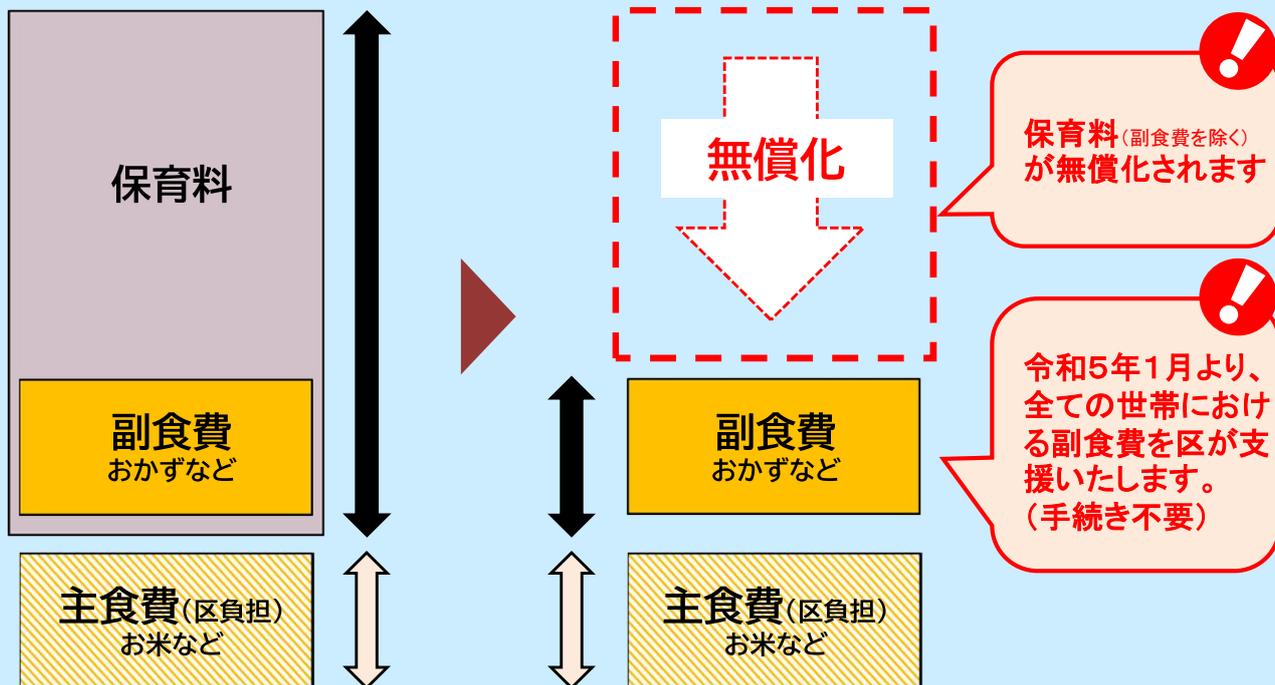
※給食の材料にかかる費用のうち、副食費(おかず・おやつ等)について、保護者の皆様にご負担いただきます。(詳細は下図をご覧ください。)

※料金、徴収方法は、月額4,500円(定額)を目安にそれぞれの保育園で金額を設定し、徴収いたします。
※令和5年1月より、全ての世帯における副食費を区が支援いたします。(手続き不要)

保育料(延長保育を除く)無償化の考え方

～これまで～

～無償化後(令和元年10月以降)～



② 0～2歳児クラスに通われている方

ご確認ください！



0～2歳クラスの方は多子軽減の範囲を拡大

台東区では、令和5年4月より第1子の年齢を問わず、第2子以降の保育料を無料とします。

(第1子の保育料は従来通りとなります。)

※延長保育料は多子軽減の対象外です。

※多子計算に係る子供の数は、保護者の生計を一にする子供の数で計算をします。(同居・別居の制限はなし)

※C～D7階層に該当するひとり親世帯等の場合は、従来通り、第1子は半額、第2子以降は無料となります。

※住民票等により世帯の状況を確認するため手続きは不要です。減免となっていない場合等、ご不明な点がございましたらお問い合わせください。

【お問合せ】

- 認可保育所 ……児童保育課:03-5246-1234、1233、1309
- 認定こども園(長時間)……学務課こども園担当:03-5246-1414